

別表第4

検査の項目		包装形態	ロットの大きさ(N)	検体採取のための 開梱数(n)	検体採取量 (kg)	検体数
微生物	特定せず	≦ 150	3	0.3	1	
		151 ~ 1,200	5	0.3	1	
		≧ 1,201	8	0.3	1	
放射線照射	特定せず	≦ 50	2	0.5 ^{※1}	1	
		51 ~ 500	3	0.5 ^{※1}	1	
		501 ~ 3,200	5	0.5 ^{※1}	1	
		≧ 3,201	8	0.5 ^{※1}	1	
放射性物質	特定せず	≦ 50	3	1	1	
		51 ~ 150	5	1	1	
		151 ~ 500	8	1	1	
		501 ~ 3,200	13	1	1	
		3,201 ~ 35,000	20	1	1	
≧ 35,001	32	1	1			
酸価、過酸化価	特定せず	≦ 50	2	1.5	1	
		51 ~ 500	3	1.5	1	
		501 ~ 3,200	5	1.5	1	
		≧ 3,201	8	1.5	1	
添加物	① 均一に分布するもの	特定せず	≧ 1	1	0.3	1
		特定せず	≦ 50	2	0.3	1
	② 不均一に分布するもの	特定せず	51 ~ 500	3	0.3	1
		特定せず	501 ~ 3,200	5	0.3	1
農 薬	① 乾燥野菜、乾燥果実、茶（抹茶を除く）	特定せず	≦ 50	3	0.3	1
			51 ~ 150	5	0.3	1
			151 ~ 500	8	0.3	1
			501 ~ 3,200	13	0.3	1
			3,201 ~ 35,000	20	0.3	1
	≧ 35,001	32	0.3	1		
	② キャベツ（芽キャベツを除く）及びハクサイ ^{※2}	特定せず	特定せず	4	4個をそれぞれ4等分し、各々から1等分を集めたもの	1
	③ 加工食品（簡易な加工を除く）	特定せず	≦ 150	3	1	1
			151 ~ 1,200	5	1	1
	④ ①、②及び③を除く	特定せず	≦ 50	3	1	1
			51 ~ 150	5	1	1
			151 ~ 500	8	1	1
501 ~ 3,200			13	1	1	
3,201 ~ 35,000			20	1	1	
≧ 35,001	32	1	1			
畜水産食品の 残留有害物質 等	① 麻痺性貝毒	特定せず	≦ 150	3	0.5	1
			151 ~ 1,200	5	0.5	1
			≧ 1,201	8	0.5	1
	② 下痢性貝毒	特定せず	≦ 150	3	0.5 ^{※3}	1
			151 ~ 1,200	5	0.5 ^{※3}	1
≧ 1,201	8	0.5 ^{※3}	1			
③ フグ混入	特定せず	≦ 150	3	1尾（ピース）を1検体として、各カートンより2尾を採取する	6	
		151 ~ 1,200	5		10	
≧ 1,201	8		16			
④ 乾燥海藻類	特定せず	≦ 150	3	0.3	1	
		151 ~ 1,200	5	0.3	1	
		≧ 1,201	8	0.3	1	
		≦ 150	3	0.5	1	
		151 ~ 1,200	5	0.5	1	
≧ 1,201	8	0.5	1			
⑤ ①、②、③及び④を除く	特定せず	≦ 150	3	0.5	1	
		151 ~ 1,200	5	0.5	1	
		≧ 1,201	8	0.5	1	
		≦ 280	32	1	1	
① 袋詰めで内容量がおおむね 20kg以上のもの	袋	281 ~ 500	50	1	1	
		501 ~ 1,200	80	1	1	
		1,201 ~ 3,200	130(65×2)	2(1×2)	2	
		≧ 3,201	210(70×3)	3(1×3)	3	
		≦ 50	2	0.5	1	
② 缶入り又はカートン入りで内 容量が4.5kg以上のもの	缶又はカートン	51 ~ 500	4(2×2)	1(0.25×2)×2	2	
		≧ 501	6(2×3)	1.5(0.25×2)×3	3	
		≦ 50	2(2×1)	1サンプルの最小採取単位は150gとし、150g未満のものにあっては必要量を集めてこれを1サンプルとする	1	
③ ①及び②以外のもの	小型容器包装	51 ~ 500	3(3×1)		1	
		501 ~ 3,200	6(3×2)		2	
		≧ 3,201	9(3×3)		3	

※1：水産物（しゃこ）にあっては1とする。 ※2：千切り、乱切り等、細切したものを除く。 ※3：しじみ等のむき身1個体あたりの重量が10g未満の二枚貝にあっては0.25とする。 ※4：パツリンは、②又は③の方法による。

※穀類、豆類等のばら積み貨物の検体採取については、次のとおりとする。

ア. サイロ又ははしけ（以下「サイロ等」という。）搬入時の検体採取

サイロ等に搬入する際に任意の1サイロ等を1ロットとして、ロット全体を代表する検体となるようオートサンブラー等を用いて検体採取を行うものとし、適正な時間的間隔をもって15回、計10kg以上を採取したものを縮分して1検体（1kg以上）とする。

イ. はしけにおける検体採取

任意の1はしけ内の上部、中部、下部の計15か所から計10kg以上を採取したものを縮分して1検体（1kg以上）とする。

ウ. コンテナにおける検体採取

任意の1コンテナ内の上部、中部、下部の計15か所から計10kg以上を採取したものを縮分して1検体（1kg以上）とする。